



許可番号 第 01220008101 号

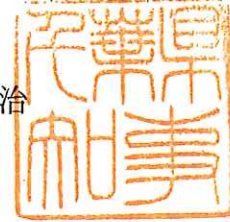
産業廃棄物処分業許可証

複製厳禁

住 所 千葉県鎌ヶ谷市鎌ヶ谷三丁目5番38号
氏 名 株式会社丸幸
代表取締役 渡邊 均

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 鈴木 栄 治



許可の年月日 令和元年6月6日

許可の有効年月日 令和6年1月5日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

破碎, 圧縮, 破碎・溶融及び破碎・圧縮固化による中間処理

(2) 産業廃棄物の種類

許可証別紙1のとおり

2 事業の用に供する全ての施設

許可証別紙2, 3, 4, 5及び6のとおり

3 許可の条件

(1) 産業廃棄物の処理は, 午前7時から午後9時までとし, 処理施設及び建屋等の維持管理を徹底することにより騒音に係る規制基準を遵守すること。

(2) 産業廃棄物の処理により発生する粉じんについては, 散水設備による散水を適切に行うことにより, 周辺への飛散を防止すること。

4 許可の更新又は変更の状況

平成16年1月6日 新規許可

令和元年6月6日 更新許可

令和元年6月26日 変更届 (保管施設の変更)

令和元年10月29日 変更届 (本店住所の変更)

5 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

有・無

(以下余白)

複製厳禁

産業廃棄物の種類

ア 破碎による中間処理に係るもの

- (ア) 廃プラスチック類（水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破碎物を除く。）、
 - (イ) 紙くず、(ロ) 木くず、(ハ) 繊維くず、(ニ) ゴムくず、
 - (ホ) 金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破碎物を除く。）、
 - (ヘ) ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破碎物を除く。）(ヒ) がれき類
- （これらのうち、特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

イ 圧縮による中間処理に係るもの

- (ア) 廃プラスチック類（自動車等破碎物を除く。）、(イ) 紙くず、(ロ) 繊維くず、
 - (ハ) ゴムくず、(ニ) 金属くず（自動車等破碎物を除く。）、
 - (ヘ) ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（自動車等破碎物を除く。）
- （これらのうち、特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

ウ 破碎・溶融による中間処理に係るもの

廃プラスチック類（自動車等破碎物及び特別管理産業廃棄物を除く。）

エ 破碎・圧縮固化による中間処理に係るもの

- (ア) 廃プラスチック類（自動車等破碎物を除く。）、(イ) 紙くず、(ロ) 木くず、
 - (ハ) 繊維くず
- （これらのうち、特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

※「石綿含有産業廃棄物を含む」の記載のない種類については、石綿含有産業廃棄物を処分できない。

※「水銀使用製品産業廃棄物を含む」、「水銀含有ばいじん等を含む」の記載のない種類については、それぞれ水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を処分できない。

(以下余白)



複製厳禁

事業の用に供する全ての施設

| 施設の種類 (許可年月日及び許可番号) | 処理能力又は保管量 (設置年月日) | 数量 | 設置場所 |
|--|--|----|--|
| 破碎施設 (施行令第7条第8号の2) (平成23年12月27日, 第23-1-397号) | 木くず 37.3t/日 (2.66t/時×14時間) (平成25年2月27日) | 1 | 千葉県白井市 神々廻字大木戸 1664番1, 1665番1, 1669番1, 1670番1 |
| 破碎施設 (施行令第7条第7号及び 第8号の2) (平成23年12月27日, 第23-1-395号) | 廃プラスチック類 37.5t/日 (2.68t/時×14時間) 紙くず 31.2t/日 (2.23t/時×14時間) 木くず 74.2t/日 (5.3t/時×14時間) 繊維くず 29.1t/日 (2.08t/時×14時間) ゴムくず 54.1t/日 (3.86t/時×14時間) 金属くず 91.4t/日 (6.53t/時×14時間) ガラスくず, コンクリートくず及び 陶磁器くず 80.9t/日 (5.78t/時×14時間) がれき類 119.8t/日 (8.55t/時×14時間) (平成25年2月27日) | 1 | |
| 破碎施設 (施行令第7条第7号及び 第8号の2) (平成23年12月27日, 第23-1-398号) | 廃プラスチック類 35.5t/日 (2.54t/時×14時間) 紙くず 39.5t/日 (2.82t/時×14時間) 木くず 72.4t/日 (5.17t/時×14時間) 繊維くず 15.8t/日 (1.13t/時×14時間) 金属くず 148.7t/日 (10.619t/時×14時間) ガラスくず, コンクリートくず及び 陶磁器くず 131.6t/日 (9.4t/時×14時間) がれき類 194.7t/日 (13.9t/時×14時間) (平成25年2月27日) | 1 | |
| 破碎施設 (廃蛍光ランプ) (条例第12条第1項第2号) (平成23年12月27日, 第23-20-1-154号) | 廃蛍光ランプ 4.3t/日 (0.31t/時×14時間) (平成25年2月27日) | 1 | |

(以下余白)



複製厳禁

事業の用に供する全ての施設

| 施設の種類 (許可年月日及び許可番号) | 処理能力又は保管量 (設置年月日) | 数量 | 設置場所 |
|---|---|----|--|
| 破碎・溶融施設 | 廃プラスチック類 4.0 t/日 (0.28t/時×14時間) (平成25年2月27日) | 1 | 千葉県白井市 神々廻字大木戸 1664番1, 1665番1, 1669番1, 1670番1 |
| 破碎・圧縮固化施設 (施行令第7条第7号及び 第8号の2) (平成23年12月27日, 第23-1-396号) | 廃プラスチック類 6.4t/日 (0.46t/時×14時間) 紙くず 6.0t/日 (0.43t/時×14時間) 木くず 7.3t/日 (0.52t/時×14時間) 繊維くず 1.9t/日 (0.14t/時×14時間) (平成25年2月27日) | 1 | |
| 圧縮施設 | 廃プラスチック類 91.1t/日 (6.51t/時×14時間) 紙くず 100.1t/日 (7.15t/時×14時間) 繊維くず 46 t/日 (3.29t/時×14時間) ゴムくず 130 t/日 (9.29t/時×14時間) 金属くず 275.9t/日 (19.71t/時×14時間) ガラスくず, コンクリートくず及び 陶磁器くず 250.3t/日 (17.88t/時×14時間) (平成25年2月27日) | 1 | |
| 木くずの保管施設 No. 23-7 | 18 m ² 27 m ³ | 1 | |
| 木くずの保管施設 No. 26-1 | 78 m ² 70 m ³ | 1 | |
| 木くずの保管施設 No. 26-2 | 48 m ² 27 m ³ | 1 | |
| 廃プラスチック類の 保管施設 No. 10 | 56 m ² 44 m ³ | 1 | |
| 受入廃棄物保管施設 (混合廃棄物) No. 9-1 | 104 m ² 164 m ³ | 1 | |
| 受入廃棄物保管施設 (混合廃棄物) No. 9-2 | 43 m ² 80 m ³ | 1 | |
| 受入廃棄物保管施設 (混合廃棄物) No. 9-3 | 92 m ² 80 m ³ (コンテナ10個) | 1 | |
| 受入廃棄物保管施設 (混合廃棄物) No. 9-4 | 58 m ² 48 m ³ (コンテナ6個) | 1 | |
| 受入廃棄物保管施設 (混合廃棄物) No. 9-5 | 81 m ² 64 m ³ (コンテナ8個) | 1 | |
| 受入廃棄物保管施設 (混合廃棄物) No. 22-1 | 43 m ² 81 m ³ | 1 | |

(以下余白)

01220008101

複製厳禁

事業の用に供する全ての施設

| 施設の種類 (許可年月日及び許可番号) | 処理能力又は保管量 (設置年月日) | 数量 | 設置場所 |
|--|--|----|--|
| 廃プラスチック類の保管施設 No. 11-1 | 55 m ² 30 m ³ | 1 | 千葉県白井市 神々廻字大木戸 1664番1, 1665番1, 1669番1, 1670番1 |
| 紙くず, 繊維くず, ゴムくず, 金属くず, ガラスくず, コンクリ ートくず及び陶磁器くずの 保管施設 No. 11-2 | 55 m ² 30 m ³ | 1 | |
| 受入廃棄物保管施設 (混合廃棄物) No. 12 | 42 m ² 18 m ³ | 1 | |
| 廃プラスチック類, 紙くず, 木くず, 繊維くずの保管施設 (破碎・圧縮固化施設) No. 13 | 61 m ² 93 m ³ | 1 | |
| 木くずの保管施設 No. 15-2 | 40 m ² 40 m ³ | 1 | |
| 廃蛍光ランプの保管施設 No. 19-1 | 7.0 m ² 1.5 m ³ | 1 | |
| ガラスくず, コンクリートくず 及び陶磁器くず, がれき類の 保管施設 No. 23-1 | 19 m ² 19 m ³ | 1 | |
| ガラスくず, コンクリートくず 及び陶磁器くず, がれき類の 保管施設 No. 23-2 | 14 m ² 14 m ³ | 1 | |
| 廃プラスチック類, 紙くず, 木くず, 繊維くずの保管施設 No. 23-3 | 14 m ² 21 m ³ | 1 | |
| ガラスくず, コンクリートくず及び 陶磁器くず, 紙くず (石膏ボード) の保管施設 No. 23-4 | 14 m ² 21 m ³ | 1 | |
| 金属くずの保管施設 No. 23-5 | 14 m ² 21 m ³ | 1 | |
| 廃プラスチック類, 紙くず, 木くず, 繊維くずの保管施設 No. 23-6 | 17 m ² 24 m ³ | 1 | |
| 廃プラスチック類, 紙くず, 木くずの保管施設 No. 23-8 No. 23-9 | 18 m ² 27 m ³ | 2 | |
| 受入廃棄物保管施設 (混合廃棄物) No. 25 | 90 m ² 91 m ³ | 1 | |
| 分別後の残さ物 No. 24-1 | 6.8 m ² 8.0 m ³ (コンテナ1個) | 1 | |
| 分別後の残さ物 No. 24-2 | 14 m ² 18 m ³ | 1 | |
| 分別後の残さ物 No. 24-3 | 21 m ² 27 m ³ | 1 | |

(以下余白)

白井市

複製厳禁

事業の用に供する全ての施設

| 施設の種類 (許可年月日及び許可番号) | 処理能力又は保管量 (設置年月日) | 数量 | 設置場所 |
|---|---|----|--|
| 廃プラスチック類, 木くず, 紙くず, 繊維くず, ゴムくず, 金属くず, ガラスくず, コンクリート くず及び陶磁器くず, がれき類の保管施設 No. 14 | 47 m ² 87 m ³ | 1 | 千葉県白井市 神々廻字大木戸 1664番1, 1665番1, 1669番1, 1670番1 |
| 廃プラスチック類, 木くず, 紙くず, 繊維くず, ゴムくず, 金属くず, ガラスくず, コンクリート くず及び陶磁器くず, がれき類の保管施設 No. 22-5 | 43 m ² 80 m ³ | 1 | |
| 廃プラスチック類の 保管施設 No. 18 | 20 m ² 60 m ³ | 1 | |
| 廃プラスチック類, 木くず, 紙くず, 繊維くず, ゴムくず, 金属くず, ガラスくず, コンクリート くず及び陶磁器くず, がれき類の保管施設 No. 15-1 | 50 m ² 93 m ³ | 1 | |
| 廃プラスチック類, 紙くず, 繊維くず, ガラスくず, コンクリート くず及び陶磁器くずの 保管施設 No. 16 | 80 m ² 240 m ³ | 1 | |
| 圧縮固化物の保管施設 (破碎・圧縮固化施設) No. 17 | 42 m ² 58 m ³ | 1 | |
| 廃プラスチック類, 金属くず, ガラスくず, コンクリートくず及び 陶磁器くず (廃蛍光灯の の破碎物) の保管施設 No. 19-2 | 7.0 m ² 3.8 m ³ (ドラム缶19本) | 1 | |
| 金属くずの保管施設 No. 20 | 18 m ² 35 m ³ コンテナ1個 | 1 | |
| ガラスくず, コンクリート くず及び陶磁器くず (廃石膏ボード) の 保管施設 No. 21 | 13 m ² 25 m ³ コンテナ1個 | 1 | |

(以下余白)



処理後物の保管施設



事業の用に供する全ての施設

| 施設の種類 (許可年月日及び許可番号) | | 処理能力又は保管量 (設置年月日) | 数量 | 設置場所 |
|------------------------|--|--|----|--|
| 処理後物の保管施設 | 廃プラスチック類, 紙くず, 繊維くずの 保管施設 No. 22-2 | 43 m ² 81 m ³ | 1 | 千葉県白井市 神々廻字大木戸 1664番1, 1665番1, 1669番1, 1670番1 |
| | 廃プラスチック類, ゴムくず, 金属くず, ガラスくず, コンクリート くず及び陶磁器くず, がれき類の保管施設 No. 22-3 | 43 m ² 81 m ³ | 1 | |
| | 廃プラスチック類の 保管施設 No. 22-4 | 43 m ² 81 m ³ | 1 | |
| | 廃プラスチック類, 紙くず, 繊維くず, ゴムくず, 金属くず, ガラスくず, コンクリート くず及び陶磁器くずの 保管施設 No. 27 | 43 m ² 79 m ³ | 1 | |

(以下余白)

